

土砂災害により被災されたお客さまに対してガスの供給を行う託送依頼者さまへ
(託送供給約款)

2021 年 7 月 7 日
熱海ガス株式会社

料金その他の供給条件の内容ならびに実施の期日及び期間

災害救助法適用地域において、被災したお客さまに対してガスの供給を行う託送供給依頼者から以下のいずれかの項目について申出があった場合、以下の措置を適用します。

1. 被災した需要場所にかかる令和 3 年 6 月（支払期限日が災害救助法適用日（令和 3 年 7 月 3 日）以降となるものに限る。）、令和 3 年 7 月及び 8 月検針分の各託送供給料金の支払期限をそれぞれ 1 ヶ月間延長する。
2. 被災日（災害救助法適用日）の属する託送供給料金算定期間の翌料金算定期間から 6 ヶ月間において、被災した需要場所においてガスを全く使用しなかった料金算定期間については基本料金を免除する。
3. 被災によりガスの使用ができなくなったお客さまが、同一場所で応急的にガスを使用するための臨時のガス工事については、令和 3 年 9 月 30 日までに申込みがあった場合（※）、そのガス工事費は全額当者負担とする。

※当該ガス工事については、託送供給約款に基づき別途定める「工事約款」により契約することになる。なお、工事申込者は託送供給依頼者に限定されないが、上記同様に公平に適用される。

特別措置のお申し込み・お問い合わせ先
熱海ガス株式会社

TEL : 0 5 5 7 - 8 3 - 2 1 4 1

受付時間 : 8 時 40 分～17 時（土・日・祝日は除く）

以上